入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。この入札公告に記載の工事は、競争参加申請書及び同申請資料を共通化できる工事を対象に、一括して入札公告及び競争参加資格審査を実施する一括審査方式の対象工事である。

令和８年10月15日

阪神高速道路株式会社契約責任者
管理本部長　髙木　秀之

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○令和８年阪神高速公告第25号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

【A】料金所ＥＴＣ遠隔監視対応設備設置その他工事（2026―１―大管）（電子入札対象案件）

【B】料金所ＥＴＣ遠隔監視対応設備設置その他工事（2026―２―神管）（電子入札対象案件）

⑶　工事場所・内容・工期・概算数量等

［工事場所］

【A】大阪府道高速大阪池田線、大阪府道高速湾岸線、大阪府道高速大和川線、大阪府道高速大阪守口線、大阪府道高速大阪東大阪線、大阪府道高速大阪松原線、大阪府道高速大阪堺線、大阪府道高速大阪西宮線、大阪市道高速道路西大阪線

【B】兵庫県道高速神戸西宮線、兵庫県道高速湾岸線、兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路北神戸線

［工事内容］　本工事は、ＥＴＣ専用化に伴う料金所ＥＴＣ遠隔監視対応装置の設置を行うものである。併せて老朽化に伴う料金所ＥＴＣ設備の更新も行う。

【A】主な工種は機器費であり、非ＥＴＣ車応対装置58台の設置等を予定している。

【B】主な工種は機器費であり、非ＥＴＣ車応対装置24台の設置等を予定している。

［工期］

【A】契約締結日の翌日から令和14年４月10日まで

【B】契約締結日の翌日から令和13年７月10日まで

（本工事は余裕期間制度の適用対象外である）

［工事概算数量］

【A】機器費

非ＥＴＣ車応対装置　58台
車線監視制御盤　117台　他
設置調整費　１式
配管配線費　１式
撤去費　１式

【B】機器費

非ＥＴＣ車応対装置　24台
車線監視制御盤　43台　他
設置調整費　１式
配管配線費　１式
撤去費　１式

［入札・契約方式］　本工事は、以下に示す入札・契約方式を適用する。

【落札方式】総合評価落札方式（簡易型・工場製作モデル）

【契約額方式】契約制限価格方式

その他適用する入札・契約方式の詳細は入札説明書参照のこと。

⑷　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速道路株式会社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時までに、同基準に基づき阪神高速の承諾を得て紙入札方式によることができる。

ただし、紙入札方式は一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

⑴　本工事を対象に定める技術的要件　次に掲げる技術的要件（企業実績・技術者経験等）を有していること。

①　一般競争参加資格の認定　開札時に阪神高速における「電気通信」に係る2025・2026年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　地域要件　地域要件は設定しない。

③　施工実績　2011年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、阪神高速が発注した工事で３者を超える構成員数を認めた工事については出資比率を問わない。

また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない工事についても、評価の対象とする。

「同種工事」

・道路用料金徴収設備を構成するいずれかの装置の製作及び工事（設置、更新、補修、改修のいずれか）

なお、本工事における「製作」の定義は、自社で製作又はシステム構築（※１）し、納入した実績工事をいい、単に機器（ソフトウェア含む）を調達し、設置した工事は除く。製作実績については、自らが製作した内容の分かる技術資料を添付のこと。

（※１）機器（ソフトウェア除く）を調達し、発注者にて求める仕様にカスタマイズ及びシステムとしての総合試験を実施すること

④　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の現場着手時から専任で配置できること。

なお、現場着手をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等と同一でなくてもよい（現場着手時期は令和９年４月頃を予定している）。

また、現場施工をしていない期間に配置する監理技術者等は、次に掲げる基準のうち下記ロ）の工事経験を有していなくともよい。

イ）下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・建設業法の許可業種「電気通信」にかかる資格を有すること

ロ）2011年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記③の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

・道路用料金徴収設備を構成するいずれかの装置の工事（設置、更新、補修、改修のいずれか）

ハ）監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ）専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。